

第3期 障害福祉計画			第4期 障害福祉計画		
都道府県障害福祉計画の基本的理念	法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定める	全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する地域社会の実現	法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定める	第3期障害福祉計画と同じ	
計画期間	計画の期間及び見直しの時期を定める	平成24年度～26年度	計画の期間を定める	平成27年度～29年度	
区域の設定	指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援の種類ごとの量の見込みを定めた場合に趣旨・内容を定める	障害福祉サービス等の実施に際しては、障害のある人が生活する市町村を単位として、きめ細かなサービスを提供することが基本であるが、小規模な町村などサービス利用者が少ない地域では、サービス事業者の確保が難しいことから、事業者の活動状況や利用者のニーズに応じた広域的な単位を設定し、地域間の格差が生じないようにサービス提供の体制づくりを進めていく必要があり、12障害保健福祉圏域を設定。	指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援の種類ごとの見込みを定める単位となる区域を定めた場合に、その趣旨、内容等を定める	第3期障害福祉計画と同じ	
達成状況の点検及び評価	点検・評価する方法等を定める	障害者施策推進協議会を施策審議会と変更し、施策の実施状況の監視の機能が適切に果たされるよう、施策の実施状況について報告し、また、自立支援協議会にも計画の実績報告を行い、意見を聴く	点検及び評価する方法等を定める	障害福祉計画における目標等について、少なくとも年に1回は実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向を踏まえながら、分析及び評価を行い、必要に応じて障害福祉計画の見直しの措置を講ずること等を盛り込み、施策審議会に施策の実施状況の監視の機能が適切に果たされるよう、施策の実施状況について報告し、また、自立支援協議会にも報告して、意見を聴く。	

## &lt;個別施策分野&gt;

		第3期 障害福祉計画					第4期 障害福祉計画				
		ベース	数値目標	進捗状況	達成状況	分析・評価	主な施策	ベース	成果目標	方向性	主な施策
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行（継続）	施設入所者数(A) (17年10月1日現在)	26年度末までの地域生活移行者数(B) (A) × 30%	25年度末までの地域生活移行者数 (目標対比・未達成率)	未達成	平成20年度をピークに減少傾向にあり、障害の重い人(程度区分の高い)の割合が高く、高齢化や家族等の高齢化も進み、地域移行の困難化の進行。	○入所施設の取組の強化 ・サービス管理責任者研修 ○住まいの場の確保 ・グループホーム・ケアホームの整備、運営費助成 ・グループホーム・ケアホーム利用者の家賃助成 ・グループホーム整備促進支援制度の実施(平成26年度～) ・既存の戸建住宅を活用した緩和策の実施(平成26年度～) ○日中活動の場の確保 ・生活介護や就労継続支援 ○重症心身障害者の支援 ・福祉型短期入所事業所における受入体制の強化助成	施設入所者数(A) (26年3月31日現在)	(A) × 28.7%※ ※第4期の割合+第3期末達成割合 (12%+16.7%) <概算>	障害の重い人であっても、地域での生活を希望される方が、地域での継続した生活を可能とするために安心できる住まいの確保や、日常生活の支援に取り組む	○入所施設の取組の強化 ・サービス管理責任者研修 ・定員区分による報酬単価の違いを集団指導等の場で周知 ○住まいの場の確保 ・グループホームの整備、運営費助成 ・グループホーム利用者の家賃助成 ・ <b>グループホーム整備促進支援制度の実施</b> ・ <b>既存の戸建住宅を活用した緩和策の実施</b> ○日中活動の場の確保 ・生活介護や就労継続支援
		4,385人	26年度末時点における福祉施設入所者を平成17年10月1日から1割以上削減(A) × 10%	25年度末時点における福祉施設入所者削減数		ほぼ達成	地域で継続して障害福祉サービスを受けながら、生活を続ける基盤の整備が進行。	○地域における理解の促進 ・NPOとの協働による講演会の開催 ○地域生活の相談支援体制の整備・充実 ・相談支援アドバイザーの設置による相談支援体制の充実 ・相談支援従事者研修事業の実施	概数3,962人	概数1,137人 (28.7%) 29年度末時点における福祉施設入所者を平成25年度末時点から4%以上削減 (A) × 4% 概数158人	地域で安心して生活ができる住まいの場の確保に取り組む。相談支援体制を充実して、適切に、地域の障害福祉サービスにつなげていく。
		439人	概数423人	概数423人	達成	退院に対する入院者の意識の高まり、病院と地域の連携推進、地域で生活するための基盤である障害福祉サービスの整備が進行。	○地域における理解の促進 ・こころの健康フェスティバルの開催 ○地域生活移行に向けた支援 ・精神障害者地域移行支援事業の実施 ○住まいの場の確保 ・相談支援事業者支援 ○日中活動の場の確保 ・障害福祉サービス事業者への働きかけ ○地域定着のための支援 ・精神障害者地域定着支援事業の実施	—	29年度における入院後3ヶ月時点の退院率 64% 29年度における入院後1年経過時点の退院率 91%	退院に向けて、医療機関と障害福祉サービス事業者との連携を推進し、住まいの場の確保に取り組む。地域における理解の促進を進める。	○地域における理解の促進 ・こころの健康フェスティバルの開催 ○地域生活移行に向けた支援 ・退院後生活環境相談員との連携 ○住まいの場の確保 ・相談支援事業者支援 ・ <b>グループホーム整備促進</b> ○日中活動の場の確保 ・障害福祉サービス事業者への働きかけ ○地域定着のための支援 ・精神障害者地域生活支援広域調整等事業の実施
2	入院中の精神障害者の地域生活への移行（成果目標の変更）	—	1年未満の入院者の平成26年度における平均退院率	平成25年度調査における1年未満の入院者の平均退院率	ほぼ達成	退院に対する入院者の意識の高まり、病院と地域の連携推進、地域で生活するための基盤である障害福祉サービスの整備が進行。	○地域における理解の促進 ・こころの健康フェスティバルの開催 ○地域生活移行に向けた支援 ・精神障害者地域移行支援事業の実施 ○住まいの場の確保 ・相談支援事業者支援 ○日中活動の場の確保 ・障害福祉サービス事業者への働きかけ ○地域定着のための支援 ・精神障害者地域定着支援事業の実施	—	29年度における入院後3ヶ月時点の退院率 64% 29年度における入院後1年経過時点の退院率 91%	退院に向けて、医療機関と障害福祉サービス事業者との連携を推進し、住まいの場の確保に取り組む。地域における理解の促進を進める。	○地域における理解の促進 ・こころの健康フェスティバルの開催 ○地域生活移行に向けた支援 ・退院後生活環境相談員との連携 ○住まいの場の確保 ・相談支援事業者支援 ・ <b>グループホーム整備促進</b> ○日中活動の場の確保 ・障害福祉サービス事業者への働きかけ ○地域定着のための支援 ・精神障害者地域生活支援広域調整等事業の実施
3	地域生活支援拠点等の整備（新規）	—	—	—	達成	—	—	—	—	—	—
4	福祉施設から一般就労への移行等（整理・拡充）	17年度の一般就労移行者数	26年度の一般就労移行者数(民間企業等への) (17年度実績比4倍)	25年度の一般就労移行者数(民間企業等への) (目標対比)	達成	平成25年4月1日から法定雇用率が2.0%に上昇したこと及び、就労移行支援事業からの増加	○一般就労に向けた福祉施設の取組に対する支援 ・職場定着支援 ○就労移行支援事業者の確保 ・事業者の育成と量的確保 ○職業能力開発支援 ・県の障害者職業能力開発施設における訓練の実施	24年度の一般就労移行者数(福祉施設から民間企業等へ就労)	29年度の一般就労移行者数(福祉施設から民間企業等へ就労) (24年度実績比2倍以上)	就労移行支援事業者の確保や、国の労働局等の関係機関との連携	○一般就労に向けた福祉施設の取組に対する支援 ・職場定着支援 ○就労移行支援事業者の確保 ・事業者の育成と量的確保 ○職業能力開発支援 ・県の障害者職業能力開発施設における訓練の実施
		118人	480人	715人 (149.0%)	未達成	現行の目標数値には、計算の分母に日中活動系などの福祉サービスが含まれているため、第4期国基本指針から削除	○企業等に対する働きかけ・支援 ・事業主等を対象としたセミナーや障害者就職面接会 ○一般就労へ移行することが困難な人に対する支援等 ・就労継続支援事業者の確保及び育成 ○工賃向上推進計画(24～26年度)に基づく支援	589人	1,178人	就労移行支援事業者の確保や、国の労働局等の関係機関との連携	○企業等に対する働きかけ・支援 ・事業主等を対象としたセミナーや障害者就職面接会 ○一般就労へ移行することが困難な人に対する支援等 ・就労継続支援事業者の確保及び育成 計画延長未定
		—	26年度末の就労移行支援事業利用者数(福祉施設利用者の2割)	25年度末の就労移行支援事業利用者数	達成	A型事業所数、利用者数が、景気の上昇もあり、伸びている。	○障害者優先調達推進法に基づく調達方針の策定及び全庁的な取組 ○アドバイザー派遣事業 ○施設職員研修事業 ○授産製品展の開催	25年度末の就労移行支援事業利用者数(A)	29年度末の就労移行支援事業利用者数(B) (A) × 160%以上	就労移行支援事業者の確保や、国の労働局等の関係機関との連携	○障害者優先調達推進法に基づく調達方針の策定及び全庁的な取組 ○アドバイザー派遣事業 ○施設職員研修事業
—	26年度末の就労継続支援(A型)事業利用者数(就労継続支援利用者の3割)	25年度末の就労継続支援(A型)事業利用者数	達成	—	—	—	—	—	就労移行率3割以上の事業所は概数で3割弱であり、サービス管理責任者研修などによる人材の育成	○障害者優先調達推進法に基づく調達方針の策定及び全庁的な取組 ○アドバイザー派遣事業 ○施設職員研修事業	
—	2,100人	3,384人	3,384人	達成	—	—	—	—	目標 5割	—	—

第3期 障害福祉計画

第4期 障害福祉計画

<その他の施策>

5	障害児支援のための計画的な基盤整備 (新規)			—	児童発達支援センター及び障害児入所施設を中核とした地域支援体制の整備等	発達障害医療・重症療育のネットワークの構築	○児童発達支援センターを中心とした児童発達支援事業の充実 ○障害者福祉減税基金を活用した重症心身障害児者の施設整備 ○心身障害者コロニーの再編	
6	研修及び虐待防止 (追加・修正)		サービス管理責任者研修、障害者権利擁護センターと各市町村障害者虐待防止センターによる体制整備	○研修 ・サービス管理責任者研修等の実施 ○虐待防止 ・愛知県障害者権利擁護センターを整備 ・障害者虐待防止・権利擁護研修の実施 ○成年後見制度の活用等権利擁護の推進 ・普及啓発研修、地域活動推進研修の実施	—		サービス提供に係る人材の育成、第三者評価の推進、権利擁護・虐待防止の推進	○研修 ・サービス管理責任者研修の実施 ○虐待防止 ・愛知県障害者権利擁護センターの設置 ・障害者虐待防止・権利擁護研修の実施 ○成年後見制度の活用等権利擁護の推進 ・普及啓発研修、地域活動推進研修の実施
7	計画相談支援 (内容の充実)		発達障害者支援センター運営、圏域ごとのアドバイザーによる地域支援	○専門性の高い相談支援 ・発達障害者支援センター運営事業 ○広域的な支援事業 ・相談支援体制整備事業	—		圏域アドバイザー及び専門アドバイザーによる市町村や圏域の支援・助言による相談支援推進	○相談支援事業所の充実 ・相談支援従事者研修の実施 ○計画相談支援の提供体制の充実

第3期 障害福祉計画					第4期 障害福祉計画				
種類	サービス見込量	進捗状況(実績・提供量)	達成状況	分析・評価	種類	活動指標	方向性	達成状況	分析・評価
訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 25年度 384,666時間/月 26年度 419,946時間/月	25年度 395,811時間/月  (目標対比・達成率)  102.9%	達成	全体では、訪問系サービスは、見込量を上回っているが、行動援護の事業者が不足している。休日、夜間における対応や、医療的ケアに対応できる事業所の確保が必要。男性スタッフが不足している面もある。	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	市町村におけるサービス見込量を基本に設定	必要なサービスが県内どこでも受けられるようにする。		
日中活動系サービス	生活介護	H25 244,686人日/月 H26 257,496人日/月 <H26県目標サービス提供量> H26 276,584人日/月	H25 265,782人日/月 108.6%	達成	日中活動サービスは、就労継続支援事業A型が景気に動向もあり、大幅に増加している。自立訓練(機能訓練)は、事業所が名古屋市内に1か所あるのみであり、未達成となっている。就労移行支援事業は、近年は、事業所の参入が減りつつあるが、25年度の見込みは達成。	生活介護	市町村におけるサービス見込量を基本に設定	希望する障害者に必要な日中活動系サービスを受けられるようにする。	
	自立訓練(機能訓練)	H25 1,551人日/月 H26 1,604人日/月	H25 880人日/月 58.6%	未達成		自立訓練(機能訓練)			
	自立訓練(生活訓練)	H25 4,004人日/月 H26 4,296人日/月	H25 5,302人日/月 137.9%	達成		自立訓練(生活訓練)			
	就労移行支援	H24 29,956人日/月 H26 34,480人日/月	H25 33,198人日/月 110.8%	達成		就労移行支援			
	就労継続支援(A型)	H25 31,547人日/月 H26 35,838人日/月 <H26県目標サービス提供量> H26 41,096人日/月	H25 71,522人日/月 226.7%	達成		就労継続支援(A型)			
	就労継続支援(B型)	H25 94,638人日/月 H26 99,383人日/月 <H26県目標サービス提供量> H26 120,428人日/月	H25 136,004人日/月 143.7%	達成		就労継続支援(B型)			
	療養介護	H25 454人/月 H26 458人/月	H25 451人/月 99.3%	達成		療養介護			
	短期入所	H25 13,462人日/月 H26 14,480人日/月	H25 15,051人日/月 111.8%	達成		短期入所			
居住系サービス	共同生活援助・共同生活介護	H24 3,242人/月 H26 3,666人/月 <H26県目標サービス提供量> H26 4,532人/月	H25 3,461人/月 106.8%	達成	共同生活援助	市町村におけるサービス見込量を基本に設定	地域移行の推進のため、既存の住宅を活用したグループホームの推進などを行い、地域で安心して過ごすための住まいの確保を進める。		
	施設入所支援	H25 4,235人/月 H26 4,178人/月	H25 4,218人/月 99.6%	達成	地域生活支援拠点の設置箇所数の見込 施設入所支援	グループホームに地域生活支援拠点の機能を付加的に集約して整備する場合には、設置箇所数の見込を設定する。			
相談支援	計画相談支援	H25 6,062人/月 H26 7,593人/月	H25 4,678人/月 77.2%	未達成	計画相談支援	市町村におけるサービス見込量を基本に設定	支給決定に先立ち必ずサービス利用計画が策定される体制の確保をはかる。		
	地域移行支援	H25 242人/月 H26 267人/月	H25 5人/月 2.1%	未達成	地域移行支援				
	地域定着支援	H25 321人/月 H26 356人/月	H25 33人/月 10.3%	未達成	地域定着支援				
障害者雇用の推進				公共職業安定所経由による就職者数は、増加している。ジョブコーチは全国で1230人(H24.3.31)であり、活用促進策と国による配置の増加も望まれる。障害者就業・生活支援センターの利用者数(登録者数)は年々増え続けており、連携を更に深める必要がある。	就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者一般就労移行者数	H29 利用者数の見込み等から設定	公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、国労働局など関係機関との連携を進める。		
	公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職件数	H26 480件	H25 478件	未達成	公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援	H29 福祉施設の利用者のうち必要な者がチーム支援を受けられる			
	障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	H26 144人	H25 14人	未達成	障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	H29 福祉施設から一般就労移行する者のうち必要数が受講			
	障害者試行雇用事業(トライアル雇用)の開始者数	H26 240人	H25 50人	未達成	障害者試行雇用事業(トライアル雇用)の開始者数	H29 福祉施設から一般就労移行する者のうち必要数が活用			
	職場適用援助者(ジョブコーチ)による支援対象者数	H26 240人	H25 57人	未達成	職場適用援助者(ジョブコーチ)による支援対象者数	H29 福祉施設から一般就労に移行する者のうち必要な者が支援を受けられるようにする。			
	障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	H26 480人	H25 96人	未達成	障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	H29 福祉施設から一般就労に移行する全ての者が支援を受けられるようにする。			

第3期 障害福祉計画

第4期 障害福祉計画

障害児支援の推進					児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援	市町村におけるサービス見込量を基本に設定	市町村と連携をして体制整備の方針を策定。		
					福祉型児童入所支援 医療型児童入所支援	現に利用している者の数、児童の数の推移等を勘案して設定			
					障害児相談支援	市町村におけるサービス見込量を基本に設定（通所支援利用児童数等を勘案）			

圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策	指定障害福祉サービスの種類及び量の見通し及び事業所数を見込む	圏域単位での地域特性及び課題 各圏域の現状と今後のサービス見込量 (名古屋圏域始め12圏域)			障害福祉サービスの種類及び量の見通し及び事業所数を見込む	圏域単位での地域特性及び課題 各圏域の現状と今後のサービス見込量 (名古屋圏域始め12圏域)		
---------------------------------------	--------------------------------	--	--	--	------------------------------	--	--	--

各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数	各年度における必要入所定数を定める	H25 4,293人 H26 4,226人	H25 4,218人	達成	地域で生活を続けるための障害福祉サービスの整備の進行	各年度における必要入所定数を定める	平成29年度までの必要入所定数を定める	成果目標の入所者数から勘案して定める。		
------------------------	-------------------	--------------------------	------------	----	----------------------------	-------------------	---------------------	---------------------	--	--

地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	実施する事業内容、種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、確保のための方策、実施に必要な事項	発達障害者支援センター運営事業 年見込 1,400人 H25実績 1,201人(概数) 障害者就業・生活支援センター運営事業H25見込11カ所 1,650人 H25実績11カ所4,959人 高次脳機能障害支援普及事業 H25見込550人 H25実績633人 障害児等療育支援事業 H25 13カ所 H25実績 13カ所 専門性の高い意思疎通を行う者の養成研修事業 ・手話通訳者養成研修事業 目標年40人 H25実績7人 ・要約筆記者養成研修事業 目標年20人 H25実績9人 ・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 目標年20人 H25実績12人  広域的な支援事業 ・相談支援体制整備事業			実施する事業内容、種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、確保のための方策、実施に必要な事項	発達障害者支援センター運営事業 高次脳機能障害及び関連機能障害支援普及事業 障害児等療育支援事業 障害者就業・生活支援センター運営事業 専門性の高い意思疎通を行う者の養成研修事業 ・手話通訳者養成研修事業 ・要約筆記者養成研修事業 ・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 専門性の高い意思疎通支援支援事業を行う者の派遣事業 ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ・盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 広域的な支援事業 ・相談支援体制整備事業 ・精神障害者地域生活支援広域調整等事業		
------------------------	--	---	--	--	--	--	--	--

指定障害サービス等に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置	指定障害福祉サービスに従事する者の相談支援専門等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項	・サービス提供に係る人材の育成 ・サービス提供事業者に対する第三者評価 ・障害のある人の権利擁護			サービスに従事する者の相談支援専門等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項	・サービス提供に係る人材の育成 ・サービス提供事業者に対する第三者評価 ・障害のある人の権利擁護		
------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項					都道府県障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法を定める	・連携について、記載する。		
--	--	--	--	--	---------------------------------------	---------------	--	--